

○邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱

平成24年6月27日

告示第68号

改正 平成27年4月1日告示第30号

平成28年4月1日告示第32号

平成29年4月1日告示第59号

平成30年4月1日告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽光発電システム、太陽熱利用設備又は蓄電池設備(以下「システム等」という。)を設置する者に対し、その設置に要する費用の一部を補助することにより、環境にやさしい新エネルギーの普及を促進して環境保全と地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者及び補助対象設備の要件並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金については、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、システム等の設置工事の着工前(システム等付き家屋の購入の場合にあつては、当該売買契約の締結前)に町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) システム等の仕様書(住宅用太陽光発電設備にあつては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの定格出力合計が確認できる書類、太陽熱利用設備にあつては集熱パネルの面積が確認できる書類、蓄電池設備にあつては蓄電容量が確認できる書類)

(3) システム等の設置場所が確認できる書類及び現況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請した補助事業等の内容について変更又は中止をする場合は、速やかに太陽光発電システム等設置事業変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない補助対象事業の計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の計画変更をするとき、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 前条の規定は、第1項の承認をした場合について準用する。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、太陽光発電システム等設置事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) システムの設置状況が確認できる書類及び写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第7条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、太陽光発電システム等設置事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書(様式第6号)により行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、当該システム等を処分しようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム等設置事業補助金処分承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の取り扱いについては、邑南町補助金等交付規則(平成16年邑南町規則第34号)による。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第59号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第44号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

	補助対象者	補助金の額
	補助対象設備の要件	
1 住宅用太陽光発電システム	<p>町内に住所を有する個人(単身赴任等で一時的に町外に住所を有する個人で、生計を一にする親族が町内に住所を有する場合及び申請時に町外に住所を有する者で、実績報告時に町内に住所を有する場合を含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、町税滞納者を除く。</p> <p>(1) 町内に自らが所有し、居住する家屋(当該家屋に附帯する建物及びその敷地並びに店舗又は事務所を併用する家屋を含み、別荘等一時的に使用する家屋を除く。以下同じ。)又は町内に自らが居住するために新築し、若しくは改築する家屋に補助対象設備の要件を満たす住宅用太陽光発電システムを設置する者</p> <p>(2) 町内に自らが居住するために建売住宅供給者等から補助対象要件を満たす住宅用太陽光発電システムが備え付けられた家屋(以下「システム付き家屋」という。)を購入する者</p> <p>次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆流有りて連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等</p>	<p>太陽電池の公称最大出力(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、4万円を上限とする。</p>

	<p>の国際規格も可とする。)又はパワーコンディショナの定格出力の合計値(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)とする。以下同じ。)が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>(2) 電力会社と電灯契約を結び、かつ、余剰電力の受給契約が結ばれていること。</p> <p>(3) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	
<p>2 太 陽 熱 設 備</p>	<p>町内に住所を有する個人(単身赴任等で一時的に町外に住所を有する個人で、生計を一にする親族が町内に住所を有する場合及び申請時に町外に住所を有する者で、実績報告時に町内に住所を有する場合を含む。)又は町内に事務所又は事業所を有する事業者(実績報告時に町内に事務所又は事業所を有する場合を含む)であって、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、町税滞納者を除く。</p> <p>(1) 町内に自らが所有し、居住する家屋(当該家屋に附帯する建物及びその敷地を含み、別荘等一時的に使用する家屋を除く。以下同じ。)又は町内に自らが居住するために新築し、若しくは改築する家屋に補助対象設備の要件を満たす太陽熱設備を設置する者</p> <p>(2) 町内に自らが居住するために建売住宅供給者等から補助対象要件を満たす太陽熱設備が備え付けられた家屋(以下「太陽熱設備付き家屋」という。)を購入する者</p>	<p>設置費用の1/2以内(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、30万円を上限とする</p>

	<p>(3) 事業の用に供する家屋に太陽熱設備を設置する者</p>	
3 蓄電池設備	<p>次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの(ソーラーシステムに限る)。</p> <p>(2) 集熱器と貯湯部分が分離した設備であること。</p> <p>(3) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	<p>設置経費(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、10万円を上限とする。</p>
	<p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、町税滞納者を除く。</p> <p>(1) 上記1住宅用太陽光発電システムの要件を満たした設備と同時に蓄電池設備を設置する者</p> <p>(2) 蓄電池設備が設置された上記1住宅用太陽光発電システムの要件を満たしたシステム付き家屋を購入する者</p>	
	<p>次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。</p> <p>(2) 未使用品であること(中古品は対象外とする)。</p>	

様式第1号（第3条関係）

決 裁	町長	副町長	課長	補佐	係長	係	合議
下記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。							
決定区分		<input type="checkbox"/> 交付			<input type="checkbox"/> 却下		
受付		年 月 日		起案		年 月 日	
決裁		年 月 日		通知		年 月 日	

年 月 日

邑南町長 様

住所 邑南町

氏名

印

電話

太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書

年度において、太陽光発電システム等設置事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。あわせて、邑南町補助金等交付規則第7条第3項の規定に基づく補助金交付条件確認のため、町税の納付状況について照会されることに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) システム等の仕様書
  - (3) システム等の設置場所が確認できる書類及び現況写真
  - (4) その他

様式第1号（第3条関係）添付書類

事業計画書

1 太陽光発電システム等

太陽光発電システム等設置場所	邑南町		
施工期間	着工予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
システム等設置費用	円（税込み）		
設置家屋区分	1 既設住宅	2 新築住宅	3 建売住宅
システム等の概要	製造社名：		
	形式：		
太陽電池の公称最大出力値	kW（小数点第3位の端数切り捨て）		
パワーコンディショナの定格出力	kW（小数点第3位の端数切り捨て）		
太陽熱利用設備の集熱パネルの面積	㎡（小数点第3位の端数切り捨て）		
蓄電池の蓄電容量	kWh（小数点第3位の端数切り捨て）		
補助金交付申請額	円（千円未満の端数切り捨て）		

2 施工業者

住 所	〒
会 社 名	
代 表 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

3 添付書類

- (1) 上記1に記載された太陽電池の公称最大出力等が確認できる書類  
「システム等の仕様書」（規格等が確認できるもの）
- (2) システム等の設置場所が確認できる書類  
「住宅の位置図」及び「計画図面」（住宅用太陽光発電設備の場合はモジュール枚数と配置が確認できるもの）
- (3) 現況写真  
「工事着手前、システム等の設置場所が確認できるもの」
- (4) その他参考資料  
「設置に係る契約書の写し」及び「設置に係る経費の内訳書」



様式第2号（第4条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

邑南町長

印

太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました太陽光発電システム等設置事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので、邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円  
「この補助金には、島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。」
- 2 交付条件  
(却下理由)

様式第3号（第5条関係）

決 裁	町長	副町長	課長	補佐	係長	係	合議
下記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。							
決定区分		<input type="checkbox"/> 承認する			<input type="checkbox"/> 承認しない		
受付		年 月 日		起案		年 月 日	
決裁		年 月 日		通知		年 月 日	

年 月 日

邑南町長 様

住所 邑南町  
氏名  
電話

㊟

太陽光発電システム等設置事業変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号において交付決定のあった太陽光発電システム等設置事業補助事業について、下記のとおり変更したいので、邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日
- 4 添付書類

様式第4号（第6条関係）

決 裁	町長	副町長	課長	補佐	係長	係	合議
下記の報告に基づき、次のとおり決定してよろしいか。							
決定区分		<input type="checkbox"/> 承認する			<input type="checkbox"/> 承認しない		
受付		年 月 日		起案		年 月 日	
決裁		年 月 日		通知		年 月 日	

年 月 日

邑南町長 様

住所 邑南町

氏名

Ⓜ

電話

太陽光発電システム等設置事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号において交付決定のあった太陽光発電システム等設置事業補助事業の実績について、下記のとおり邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) システム等の設置状況が確認できる書類及び写真
- (3) その他

様式第4号（第6条関係）添付書類

事業報告書

1 太陽光発電システム等

太陽光発電システム等設置場所	邑南町
施工期間	着工 年 月 日
	完了 年 月 日
システム等設置費用	円（税込み）
設置家屋区分	1 既設住宅 2 新築住宅 3 建売住宅
システム等の概要	製造社名：
	形 式：
太陽電池の公称最大出力値	k W（小数点第3位の端数切り捨て）
パワーコンディショナの定格出力	k W（小数点第3位の端数切り捨て）
太陽熱利用設備の集熱パネルの面積	m <sup>2</sup> （小数点第3位の端数切り捨て）
蓄電池の蓄電容量	k W h（小数点第3位の端数切り捨て）
補助金交付申請額	円（千円未満の端数切り捨て）

2 施工業者

住 所	〒
会 社 名	
代 表 者 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

3 添付書類

- (1) システム等の設置状況が確認できる書類  
「設置に係る経費の内訳書」及び「領収書の写し」
- (2) 現況写真  
「工事完了、システム等の設置状況が確認できるもの」
- (3) 電力受給契約書の写し（住宅用太陽光発電システムの場合に限る）

様式第5号（第7条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

邑南町長

印

太陽光発電システム等設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました太陽光発電システム等設置事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 補助金の交付決定通知額       | 円 |
| 2 | 補助金の交付確定額         | 円 |
|   | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

「この補助金には、島根県の太陽光発電等導入支援事業補助金が充当されています。」

様式第 6 号 (第 8 条関係)

太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書

一 金						円
-----	--	--	--	--	--	---

これは、  
年 月 日付け、邑南町指令 第 号をもって交付決定通知  
(確定通知) のあった邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金

邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

邑南町長 様

住所 邑南町

氏名

電話

㊞

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名						
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店					
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ( )			
口座番号						
口座名義人	フリガナ					
	.....					

様式第7号（第10条関係）

決 裁	町長	副町長	課長	補佐	係長	係	合議

下記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する		<input type="checkbox"/> 承認しない	
受付	年 月 日	起案	年 月 日	
決裁	年 月 日	通知	年 月 日	

年 月 日

邑南町長 様

住所 邑南町

氏名

Ⓣ

電話

太陽光発電システム等設置事業補助金処分承認申請書

邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱第10条の規定により財産処分の承認を申請します。

記

1 補助金交付決定番号 邑南町指令第 号（ 年 月 日付け）

2 システム等の設置場所 邑南町 \_\_\_\_\_

3 補助対象者氏名 \_\_\_\_\_

4 処分の方法

該当項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

その他については具体的に記入

5 処分の時期 \_\_\_\_\_ 年 月 日から

6 処分の理由

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第10条関係)